

グリーンワーク・かぶろ会館・南部会館 施設使用料（令和2年4月1日施行）

名称		1時間当たり			
		施設使用料		照明 使用料	冷暖房 使用料
		村内	村外		
グリーンワーク	体育館	400円	810円	100円	-
	研修室	150円	300円	使用料 に含む	110円
	教養文化室	150円	300円		110円
	工芸実習室	250円	500円		110円
	音楽室	150円	300円		110円
	カラオケ室	150円	300円		110円
かぶろ会館	体育館(アリーナ)	310円	610円		100円
かぶろ会館	講座室1	150円	300円	使用料 に含む	110円
	講座室2	150円	300円		110円
	講座室3	150円	300円		110円
	調理実習室	250円	500円		110円
	多目的アリーナ	150円	300円		-
南部会館	体育館	300円	610円	100円	-
	研修室1	150円	310円	使用料 に含む	110円
	研修室2	150円	310円		110円
	調理実習室	250円	500円		110円
	グラウンド	無料			-

(備考)

- 1 「村内」とは、使用者のうち松川村に住所を有する者(以下「村内者」という。)が 半数以上の場合をいい、「村外」とは、村内者が半数未満の場合をいう。
- 2 興行の場合の施設使用料は、規定の料金の20割増しとする。
- 3 興行以外で入場料又はそれに類するものを徴収する場合の施設使用料は、規定の料金の5割増しとする。「入場料又はそれに類するもの」とは、入場料、会場整理費、その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。
- 4 村内の場合であって、主たる使用者が中学生以下の場合の施設使用料及び照明使用料は無料、主たる使用者が高校生の場合の施設使用料及び照明使用料は既定の料金の半額とする。
- 5 村外の場合であって、主たる使用者が高校生以下の場合の施設使用料及び照明使用料は、規定の料金の半額とする。
- 6 コンセントを使用する場合は、電気器具1個につき1時間当たり50円を施設使用料に加算する。
- 7 プロパンガスを使用する場合は、1回につき210円を施設使用料に加算する。
- 8 「松川村生涯学習センターグリーンワークまつかわ・工芸実習室」を会議等で使用する場合の使用料は、「研修室」の使用料に準ずる。
- 9 使用時間に1時間未満の端数がある場合は、切り上げるものとする。

グリーンワーク 備品・機器使用料 (令和2年4月1日施行)

施設名称	品名	単位	使用料
グリーンワーク	カラオケ機器(マイク含む)	1時間当たり	100円
	ピアノ	1時間当たり	200円
	音響機器(体育館)	一式・1回	1,010円
	マルチメディアプロジェクター	一式・1回	500円
	陶芸窯	一式・1回	1,010円

(備考)

- 1 使用時間に1時間未満の端数がある場合は、切り上げるものとする。
- 2 単位に「1回」とある備品・機器の使用時間は施設の開場時間とし、これを超えて使用する場合は、複数回の使用とみなす。

スポーティプラザ 施設使用料 (令和2年4月1日施行)

名称	1時間当たり				
	施設使用料		照明使用料	冷暖房使用料	
	村内	村外			
スポーティプラザ	ゲートボール場	200円	610円	100円	-
	テニスコート(1面)	200円	1,220円	100円	-
	屋外庭球場	150円	1,010円	-	-

(備考)

- 1 「村内」とは、使用者のうち松川村に住所を有する者(以下「村内者」という。)が半数以上の場合をいい、「村外」とは、村内者が半数未満の場合をいう。
- 2 興行の場合の施設使用料は、規定の料金の20割増しとする。
- 3 興行以外で入場料又はそれに類するものを徴収する場合の施設使用料は、規定の料金の5割増しとする。「入場料又はそれに類するもの」とは、入場料、会場整理費、その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 4 村内の場合であって、主たる使用者が中学生以下の場合の施設使用料及び照明使用料は無料、主たる使用者が高校生の場合の施設使用料及び照明使用料は規定の料金に8割を乗じて得た額とする。
- 5 村外の場合であって、主たる使用者が高校生以下の場合の施設使用料及び照明使用料は、規定の料金に8割を乗じて得た額とする。
- 6 コンセントを使用する場合は、電気器具1個につき1時間当たり50円を施設使用料に加算する。
- 7 使用時間に1時間未満の端数がある場合は、切り上げるものとする。

野球場 施設使用料 (令和2年4月1日施行)

名称	1時間当たり	
	施設使用料	
	村内	村外
野球場	810円	1,620円

(備考)

- 「村内」とは、使用者のうち松川村に住所を有する者(以下「村内者」という。)が半数以上の場合をいい、「村外」とは、村内者が半数未満の場合をいう。
- 興業の場合の施設使用料は、規定の料金の20割増しとする。
- 興業以外で入場料又はそれに類するものを徴収する場合の施設使用料は、規定の料金の5割増しとする。「入場料又はそれに類するもの」とは、入場料、会場整理費、その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 村内の場合であって、主たる使用者が中学生以下の場合の施設使用料は無料、主たる使用者が高校生の場合の施設使用料は規定の料金の半額とする。
- 村外の場合であって、主たる使用者が高校生以下の場合の施設使用料は、規定の料金の半額とする。
- コンセントを使用する場合は、電気器具1個につき1時間当たり50円を施設使用料に加算する。
- 使用時間に1時間未満の端数がある場合は、切り上げるものとする。

松川小学校・松川中学校 施設使用料 (令和2年4月1日施行)

名称		1時間当たり			
		施設使用料		照明 使用料	冷暖房 使用料
		村内	村外		
松川小学校	体育館	300円	610円	100円	-
	小講堂	100円	200円	100円	110円
	グラウンド	100円	200円	760円	-
松川中学校	体育館	300円	610円	100円	-
	グラウンド	100円	200円	2,850円	-

(備考)

- 「村内」とは、利用者のうち松川村に住所を有する者(以下「村内者」という。)が半数以上の場合をいい、「村外」とは、村内者が半数未満の場合をいう。
- 入場料又はそれに類するものを徴収する場合の施設使用料は、規定の料金の5割増しとする。「入場料又はそれに類するもの」とは、入場料、会場整理費、その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 村内の場合であって、主たる利用者が中学生以下の場合の施設使用料及び照明使用料は無料、主たる利用者が高校生の場合の施設使用料及び照明使用料は規定の料金の半額とする。
- 村外の場合であって、主たる利用者が高校生以下の場合の施設使用料及び照明使用料は、規定の料金の半額とする。
- コンセントを使用する場合は、電気器具1個につき1時間当たり50円を施設使用料に加算する。
- 利用時間に1時間未満の端数がある場合は、切り上げるものとする。

林遊館 施設使用料（令和2年4月1日施行）

区分		村内	村外
全館	一般	440円	880円
	高校生	220円	440円
	中学生	—	—

（備考）

- 1 「村内」とは、使用者のうち松川村に住所を有する者（以下「村内者」という。）が 半数以上の場合をいい、「村外」とは、村内者が半数未満の場合をいう。
- 2 興行の場合の施設使用料は、規定の料金の20割増しとする。
- 3 興行以外で入場料又はそれに類するものを徴収する場合の施設使用料は、規定の料金の5割増しとする。「入場料又はそれに類するもの」とは、入場料、会場整理費、その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 4 村内の場合であって、主たる使用者が中学生以下の場合の施設使用料は無料、主たる使用者が高校生の場合の施設使用料は既定の料金の半額とする。
- 5 村外の場合であって、主たる使用者が高校生以下の場合の施設使用料は、規定の料金の半額とする。
- 6 プロパンガスを使用する場合は、1回につき210円を施設使用料に加算する。
- 7 暖房使用の場合は、1時間当たり110円を施設使用料に加算する。
- 8 使用時間に1時間未満の端数がある場合は、切り上げるものとする。

マレットゴルフ場・キャンプ場における協力金

名称	協力金	備考
高瀬川河川敷マレットゴルフ場	1人1プレイ 100円以上	—
馬羅尾高原キャンプ場	1人1泊（日帰りを含む） 200円以上	—
馬羅尾高原運動広場	無料	—